

○奈良県警察職員特別ほう賞金支給細則

(昭和42年3月28日本部訓令第5号)

この訓令は、奈良県警察職員特別ほう賞金支給規則（昭和42年3月奈良県公安委員会規則第1号）第10条の規定に基づき、特別ほう賞金の支給に関し、必要な事項を定めるものです。